

2025-26年度クラブ米山委員長・カウンセラー研修会

ロータリー米山記念奨学事業における

ハラスメント研修

危機管理委員会 副委員長
間石 成人(高槻西RC)

UNITE
FOR
GOOD

1 ハラスメント防止と対応に関するロータリーの規律の目的

- 奨学生を守る
- 適正なロータリー活動の維持と充実
- ロータリアンと組織を守る

- ご存じですか？
 - 当地区の「危機管理マニュアル」
(2025年2月8日 地区危機管理委員会作成)
 - 地区ホームページに掲載 (地区委員会情報／危機管理委員会)

2 ハラスメントとは

- **個人の尊厳や人格を不当に傷つけるなど、相手方に不快感や不利益を与える言動**
- **さまざまなレベル**
 - ① 刑事犯罪レベル（名誉毀損罪、侮辱罪、暴行罪、傷害罪、不同意わいせつ罪など）
 - ② 民事上の不法行為（損害賠償責任）
 - ③ 行政規制（労働関係法規での規制など）
 - ④ 内部規律違反（企業秩序違反での懲戒処分など）

3 ハラスメントの予防・対応に関する法令の規定とロータリーの規律

- **ロータリーの活動も、法令の枠内にあり、法令を遵守すべきことは当然**
- **ロータリーの規律は、**
 - より高い倫理基準を定めた行動規範
 - ハラスメント予防のための研修や、活動に当たっての手續
 - ハラスメント発生時の申立て、報告、対応手續
 - 違反に対する制裁
(活動の停止、会員身分の終結、クラブの終結)

4 米山奨学会事業でのハラスメント

- 国籍や文化、民族性、宗教の違いへの理解不足、決めつけ
- 学生だから、奨学金を与えているから、という上から目線、高圧的な命令口調
- 古い性別観
- 好意の押しつけ
- 飲酒して気が緩む

※具体例、留意点は「カウンセラー・ハンドブック」などを参照

5 地区危機管理委員会の役割

➤ロータリーにとっての危機管理上の「危機」とは

- ロータリーにとって「好ましくない事態の全て」
- 主として、自然災害、パンデミック、ハラスメント、個人情報保護、特殊詐欺・サイバー攻撃の5項目を重点的な危機とする。
(地区危機管理規程第1条)

➤地区危機管理委員会は

- ガバナーの統括下、「危機」の防止、解決のため必要な提言や適切な指導・助言・支援
- 委員会に報告のあった危機事案について、適切な対処のための方策を講ずる。(地区危機管理委員会規定第2条)

6 ロータリー活動でのハラスメントなど危機事案発生時の対応

- A)地区委員会および地区事業の活動の中で発生した事案は、地区内で解決。**
 - B)ロータリークラブ、ローターアクトクラブ内で発生した事案は、クラブ主体で解決。**（地区危機管理委員会が必要に応じて助言を行う）
 - C)クラブ内、地区委員会内で解決できない事案は、地区危機管理委員会が対応。**（以上、地区危機管理委員会規定第5条）
- **米山奨学生をめぐるハラスメント事案**
- 地区米山奨学委員会と協働で対応し、最終的な判断はガバナーと米山記念奨学会が協議のうえ決定する。（地区危機管理委員会規定第2条） （地区危機管理マニュアルp4、5、12）

7 青少年保護のための国際ロータリーの規律

- **ゼロトレランス（ゼロ容認方針）および72時間ルール**
(危機管理マニュアルp.10)
- **危機管理上で特に重要な国際ロータリーの規定**
 - ◆ 2.120.青少年の保護
 - 2.120.1.青少年と接する際の行動規範に関する声明
 - 2.120.2.虐待およびハラスメントの防止と報告手続き
 - ◆ 8.030.2.ロータリアンの行動規範
 - ◆ 26.120.会合、行事、または活動におけるハラスメントのない環境
 - ◆ 26.120.1.成人のハラスメント方針に関する研修
 - ◆ 26.140.行動規範（危機管理マニュアルp 16～26）

8 「第2660地区青少年プログラムにおける地区行事・セミナーでのハラスメント防止のための指針」

- 未成年者が参加する宿泊を伴う青少年プログラムにおいては、同行ロータリアン、ローターアクトの飲酒を原則禁止)
- 飲酒したロータリアン、ローターアクトは、青少年との接触を禁止。(危機管理マニュアルp.9)

その根拠とする立場は、

「ロータリアン、その配偶者およびパートナー、その他のボランティアは接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から身の安全を守るために最善を尽くす責任がある。」

(ロータリー章典2.120.1.青少年と接する際の行動規範に関する声明)

9 奨学生が外部でハラスメント被害を受けた場合の対応

- **ロータリー活動中での被害(ロータリアンやプログラムに参加しているボランティアなどから)はロータリーの規律**
- **それ以外の場での被害**
 - **その団体・組織の規律に委ねられる**
 - **たとえば、大学や外部団体での被害・トラブル**
 - **ロータリーは奨学生にアドバイスする立場**
 - **法的解決が必要な場合は、専門家を紹介**

10 緊急連絡携帯カード、相談窓口

- 「国際ロータリー第2660地区 緊急連絡携帯カード」
(危機管理マニュアルp.13)
- 「第2660地区 青少年のためのハラスメント相談窓口」
日本文、英文での案内 (危機管理マニュアルp.14、15)

(終)